

平成27年度  
川崎市包括外部監査の結果報告書  
(概要版)

防災に関する事業についての事務

平成 28 年 2 月 3 日  
川崎市包括外部監査人  
公認会計士 青山 伸一

## 目次

<b>第1 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ） .....	1
3. 外部監査対象期間 .....	1
4. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由 .....	1
5. 外部監査の実施期間 .....	2
6. 外部監査従事者 .....	2
7. 利害関係 .....	2
<b>第2 基本的な視点・監査の要点・監査手続</b> .....	<b>3</b>
1. 基本的な視点 .....	3
2. 防災、災害事業における有効性の検証 .....	5
3. 防災、災害事業における適正性、経済性及び効率性の視点 .....	8
4. その他 .....	8
<b>第3 監査の対象とした局と事業</b> .....	<b>9</b>
<b>第4 局区別の主な指摘事項及び意見</b> .....	<b>10</b>
<b>I 総務局危機管理室</b> .....	<b>11</b>
1. 災害予防対策事業費（防災対策管理運営事業） .....	11
2. 災害動員経費（防災対策管理運営事業） .....	11
3. 臨海部・津波防災対策推進事業費（臨海部・津波防災対策事業） .....	11
4. 防災行政無線管理費（防災施設整備事業） .....	11
5. 防災行政無線設備整備事業費（防災施設整備事業） .....	12
6. 総合防災情報システム整備事業費（防災施設整備事業） .....	13
7. 防災拠点管理費（防災施設整備事業） .....	14
8. 備蓄倉庫整備事業費（防災施設整備事業） .....	15
9. 避難所等機能強化事業費（防災施設整備事業） .....	16
10. 帰宅困難者対策推進事業費（帰宅困難者対策推進事業） .....	16
11. 初動対応経費（危機管理対策事業） .....	16
12. 原子力災害対策事業費（危機管理対策事業） .....	16
13. 地域防災推進事業費（自主防災組織活動助成金）（地域防災推進事業） ...	17
<b>II 消防局</b> .....	<b>17</b>
1. 消防団員報酬（消防団に関する事務） .....	17

2.	消防団員退職報償金（消防団に関する事務）	18
3.	消防団関連補助金（消防団に関する事務）	18
4.	消防団員貸与被服費（拡大分含む。）（消防団に関する事務）	18
5.	出張所改築事業費（消防署所の改築事業）	18
6.	消防施設改築事業費（消防署所の改築事業）	19
7.	緊急消防援助隊活動拠点整備事業費（庁舎等整備事業）	19
8.	千鳥町出張所棧橋改築事業費（庁舎等整備事業）	20
9.	消防車両等管理事業費（消防車両等管理業務）	20
10.	消防艇点検整備事業費（消防艇管理業務）	21
11.	耐震性貯水槽建設事業費（耐震性貯水槽建設事業）	21
12.	消火栓設置等負担金（警防活動事業）	22
13.	警防活動事業費（消火用具整備分）（警防活動事業）	22
14.	消防救急無線デジタル化事業費（消防救急無線デジタル化事業）	22
15.	ヘリコプター定期整備事業費（航空関係業務）	23
16.	ヘリコプター運航要員養成事業費（航空関係業務）	23
<b>IV</b>	<b>健康福祉局</b>	<b>24</b>
1.	健康福祉局における防災事業と地域防災計画等	24
2.	災害時医療救護対策事業費（災害時医療救護対策事業）	25
3.	災害時病院等医療救護対策事業補助金（災害時医療救護対策事業）	25
4.	救急医療・災害用医薬品整備事業等補助金（災害時医療救護対策事業）	25
5.	川崎 DMAT 編成事業費（災害時医療救護対策事業）	26
6.	災害時医療体制検討委員会事業費（災害時医療救護対策事業）	26
7.	災害時要援護者緊急対策事業費（災害救助その他援護事業）	26
8.	社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費（災害救助その他援護事業）	27
9.	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	27
<b>V</b>	<b>まちづくり局</b>	<b>28</b>
1.	高層集合住宅震災対策指導事業費（高層集合住宅の震災対策施設整備推進事業）	28
2.	密集住宅市街地整備促進事業補助金（密集住宅市街地整備促進事業）	28
3.	民間マンション耐震対策事業費（民間マンション耐震対策事業）	29
4.	木造住宅耐震改修助成金（建築物防災対策事業）	29
5.	狭あい道路対策事業費（狭あい道路対策事業）	30
6.	ハザードマップ製作事業費（宅地防災対策事業）	31
<b>VI</b>	<b>建設緑政局</b>	<b>31</b>

1. 耐震対策等橋りょう整備事業費（耐震対策等橋りょう整備事業）	31
<b>VII 港湾局</b>	<b>32</b>
1. 港湾改修事業（国際戦略港湾）費	32
<b>VIII 教育委員会</b>	<b>33</b>
1. 総論	33
2. 児童生徒安全情報配信事業費（学校安全事業）	33
<b>IX 上下水道局</b>	<b>33</b>
1. 水道事業の危機管理対策（水道事業の危機管理対策）	33
<b>X 区役所</b>	<b>34</b>
1. 過去の災害（ふりかえりと今後の課題）	34
2. 各区が実施している防災訓練	35
3. 自主防災組織推進事業（自主防災組織活動助成金）	36
4. その他	37
<b>XI 公益財団法人川崎市消防防災指導公社</b>	<b>38</b>
1. アクアライン消防活動支援事業	38
2. その他の事業	39
3. 役員、職員の状況	39
4. その他	40

## 第 1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に定める川崎市との包括外部監査契約に基づく監査

### 2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

防災に関する事業についての事務

### 3. 外部監査対象期間

原則として平成 26 年度(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要に応じて上記以外の期間も対象に含める。

### 4. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

#### (1)内容

防災に関する事業について、関係部局を横断的に監査する。具体的には、「川崎市地域防災計画」に関連する事業について監査する。また、監査を実施するに当たっては部局間の連携や調整は十分か、事業の重複がないかといった観点からも現状把握を行う。防災という事業の特殊性より、本来事業の有効性は災害発生時に明らかになるものだが、可能な限り有効性についても検証する。さらに、平時において事業の実施目標がどのように設定され、実施手法の効率性、経済性がどのように達成されているかを検証する。消防防災の面で市の外郭団体である公益財団法人川崎市消防防災指導公社が関係するので、併せて監査対象とする。

#### (2)選定理由

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生や近年の水害の多発、感染症の拡大等は、災害対策の必要性を一層高めている。川崎市の災害対策は市内在住・在勤者のみならず、市内の繁華街や公共機関等を訪問する多くの人々にとっても関係の深いこと、羽田空港の再拡張・国際化により、また東京オリンピック・パラリンピックに向けてさらに多くの人々の受け入れが予想されるところから、特に重要なものと考えられる。

東日本大震災では、川崎市においても、主要駅で多くの帰宅困難者が発生したほか、臨海部における液状化現象やミュージアム川崎シンフォニーホールの天井崩落などの被害が生じた。これらの教訓と新たな地震被害想定調査結果を踏まえ、川崎市では、平成 25 年 4 月に「川崎市地震防災戦略」を改定し、これを反映させる形で平成 25 年 10 月に「川崎市地域防災計画(震災対策編)」の第 2 期見直しを行っている。

災害対策には、震災に限らず風水害や都市災害も含めて、街づくりという観点で行うハード的な面と、防災訓練の実施や地域コミュニティの形成といったソフト的な面の両方がある。時

系列的に見れば、「川崎市地域防災計画」に基づく災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等が含まれる。その各段階において自助・共助・公助の仕組みが適切な役割分担のもとでうまく機能することが求められている。さらに、神奈川県や国、インフラ事業者等との適切な役割分担も重要となる。今や、防災・災害対策の視点は、濃淡はあれ行政のあらゆる場面で必要とされるに至っており、それを反映して、関係する部局も多数に亘っている。

以上のことから、防災に関する事業の財務事務の執行について、その合法性に加え、経済性、効率性、有効性の観点から検討することは、川崎市の将来の市政運営にとって有用であると判断し、平成 27 年度の監査テーマとして選定した。

## 5. 外部監査の実施期間

平成 27 年 6 月 25 日から平成 28 年 1 月 27 日まで

## 6. 外部監査従事者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 青山 伸一

### (2) 補助者

コンサルタント	石村 英雄	公認会計士	作本 遠
公認会計士	井上 光昭	公認会計士	谷川 淳
公認会計士	加藤 聡	公認会計士	宮本 和之
公認会計士	木下 哲	公認会計士	山口 剛史
公認会計士	金 志煥	公認会計士	山崎 愛子

## 7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 2 基本的な視点・監査の要点・監査手続

### 1. 基本的な視点

防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、さらに災害の復旧を図る各種の取組みである。今まで、自治体は防災に関して各種の取組みを実施してきた。特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、各自治体は防災行政の見直しを行うとともに、防災事業に対して今まで以上に多くの資源(ヒト、モノ、カネ)が投入されている。

それとともに、包括外部監査においても防災関連の事業がテーマとして取り上げられる件数も徐々に増えている。平成 24 年度の埼玉県、船橋市、八王子市、平成 25 年度の三重県、大田区、大分市、平成 26 年度の福岡市、港区などである。一方で、防災事業を包括外部監査のテーマとして選定した場合、真に有効な事業となっているかなど本質的な問題点を捉えるためには、必然的に防災に関する専門的な知識が要求されるなど難しい面がある。さらに、人命に関係するという防災の性質上、有効性が最も重視され、経済性、効率性の観点は強く指摘し難いといった側面もある。このように、防災は包括外部監査のテーマとして扱うのは困難な分野ともなっている。

しかしながら、災害に備え、安心・安全なまちづくりを推進することは市の本質的な基本目標であることから、これらの事業について、不適切な財務事務を発見しつつ、3E(経済性・効率性及び有効性)の観点からも監査を実施することにより、今後の川崎市の防災事業の一助とすることは監査人の責任であると考え、敢えてテーマとして選定した。

なお、監査を実施した後で感じた点として、包括外部監査で防災をテーマとして選ぶことは非常に意義があるということであった。包括外部監査において防災をテーマとして選んだ場合、事業の有効性は直接人の命にかかわる場合があり、また経済性、効率性は直接触れにくいといった難しい面もある。このことから、包括外部監査で防災をテーマとすることに躊躇することは十分理解できるが、今後テーマとして選定する自治体が増えていくことを期待するものである。

今回の監査においては、短い期間で可能な限り事業を理解した上で意見等を述べるために、監査人自ら訓練、講習会、区などへ訪問し、現場の方々の意見を聴取することに努めた。

監査を実施するに当たっては、法規等準拠性(合規性)に加え、いわゆる 3E(経済性・効率性及び有効性)も基本方針として監査を実施した。

### (1) 法規等準拠性(合規性)(Regularity)の検証

法規等準拠性は、防災に関する事業の各種事務手続きは、各種規則や要綱等に定める手続きに沿って適切に行われているかという視点である。

### (2) 経済性(Economy)の概念

経済性とは、事務・事業の遂行に当たり、予算の執行がより少ないかどうかという視点であり、具体的には、一般財源の持ち出しがどの程度かが分析内容となる。

なお、防災事業については金額に関係なく実施することが重要という場合が多く、事業の有効性に比べ経済性については重視されない傾向にあるが、今回の監査については、この点も十分に検討した。

### (3) 効率性(Efficiency)の概念

効率性とは、成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているかという視点となる。具体的には、単位当たりコストについての分析となる。

なお、経済性と同様、防災事業においては、事業の有効性に比べ効率性については重視されない傾向にあると考えられるが、今回の監査については、この点も十分に検討する。

### (4) 有効性(Effectiveness)の概念

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。具体的には、市の防災計画の目的に沿った有効な成果指標が設定されており、その成果実績が十分にあるかについての分析となる。また、市が事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといった PDCA サイクルの観点も重要となる。

防災事業においては、東日本大震災以降、経済性、効率性を度外視してでも実施しなければならないケースがあり、この場合、有効性の観点は他の視点よりも重要となる。

なお、今回の監査では、有効性を判断するための成果指標そのものを明確にする必要があるとの意見を述べた場合もあった。

(該当箇所例)

○【指摘事項】 事業の有効性の確認について(26 ページ、報告書(注 1)211 ページ)

(注 1) 報告書とは、「川崎市包括外部監査の結果報告書」と言う。以下、同様。



## 2. 防災、災害事業における有効性の検証

防災、災害事業においては、この有効性が最も重要視されなければならない。ここで、事務・事業の成果が十分に発現されているかどうかは、事業の実施によって、事業の体制が十分に整備され、その整備体制のもと実際に問題なく運用されているという 2 点が、ともに充足されていなければならない。

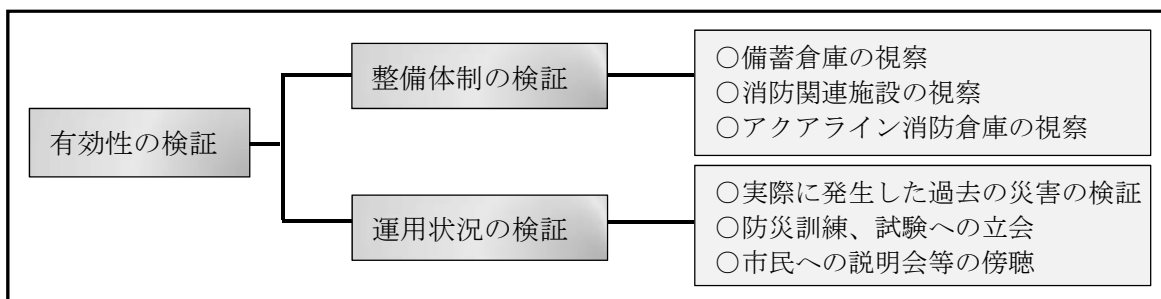
防災、災害事業における事業の目的は、1) 災害の発生を未然に防止し、2) 実際に震災や風水害といった自然災害が発生した場合、その被害を最小限にとどめ、3) 災害発生後には、被害者の生活回復などにおいて最善の復旧措置をとることである。この場合の事業の有効性は、多くの場合、実際に災害が発生しなければ検証できない。

そこで、今回の包括外部監査においては、事業の有効性を検証するために、事業の整備体制を確認することに加え、過去に実際に発生した災害への対応状況を検証することによって、可能な限り事業の運用状況も確認することとする。

また、災害は発生していなくても、防災訓練等によって運用状況が十分かどうかを推測することができる。そこで、防災訓練への立会や事業に関するシミュレーションテストを実施することによって、事業の運用状況を推測することとする。

以上より、有効性を構成する整備体制及び運用状況をできる限り検証するため、現場での実地確認を重視した監査を実施することとした。

図 1 有効性の検証方法



### (1)〈有効性の検証 -整備体制の検証 1-〉 備蓄倉庫の視察

備蓄倉庫を視察し、必要な物資が劣化せずに保管されているか確認した。備蓄倉庫が十分に整備されていれば、「備蓄倉庫整備事業」の有効性は高いと判断できる。監査では 18 箇所を視察した。

#### (該当箇所)

- 〇【意見】備蓄倉庫の視察結果について(報告書 98 ページ)

## (2)〈有効性の検証 -整備体制の検証 2-〉 消防関連施設の視察

消防局の各施設等の整備状況を視察し、事業の有効性の程度を確認した。監査では、消防指令センター等6箇所の消防関連施設を視察した。

### (該当箇所)

- Ⅱ 消防局(17 ページ以降、報告書 132 ページ以降)の各事業の該当箇所

## (3)〈有効性の検証 -整備体制の検証 3-〉 アクアライン消防倉庫の視察

公益財団法人川崎市消防防災指導公社は、平成9年度より「アクアライン消防活動支援事業」すなわち、東京湾アクアライン消防活動車両・資機材の整備及び保守管理事業を実施している。アクアライン消防倉庫へ訪問し、当該事業の有効性を確認した。

### (該当箇所)

- 【意見】 消防用車両資機材の日々点検の問題点(38 ページ、報告書 301 ページ)

## (4)〈有効性の検証-運用状況の検証1-〉 実際に発生した過去の災害の検証

実際に発生した災害の内容を検証することが、防災、災害事業における事業の有効性を検証する最も直接的な方法となる。今回の包括外部監査では、総務局危機管理室だけではなく、各区の担当者にもヒアリングを行い、過去の災害の対応状況を検証した。検証した災害は以下のとおりである。

災害名	災害の内容
① 平成 26 年台風 19 号 (平成 26 年 10 月 3 日に発生)	2 府 20 県で避難勧告が出された。全国で複数の死者や負傷者のほか、半壊、一部破損、床上・床下浸水といった住宅被害が発生した。

災害名	災害の内容
② 平成 27 年台風 18 号 (平成 27 年 9 月 7 日に発生)	1 府 19 県で避難勧告が出された。全国で死者や負傷者のほか、半壊、一部破損、床上・床下浸水といった住宅被害が発生した。特に、多くの河川で堤防の決壊、越水や漏水、溢水、堤防法面の欠損・崩落などが発生し、鬼怒川の決壊により常総市では広範囲にわたり水没し、被害が拡大した。

### (該当箇所例)

- 【指摘事項】 避難所開設における区職員と学校関係者との連携(33 ページ、報告書 261 ページ)
- 【意見】 避難所運営マニュアルの整備(34 ページ、報告書 274 ページ)

- 【意見】 動員配備基準の変更について(34 ページ、報告書 274 ページ)
- 【意見】 動員発令と実際の動員について(34 ページ、報告書 275 ページ)
- 【意見】 避難勧告・避難指示と避難所開設の時期について(35 ページ、報告書 275 ページ)
- 【意見】 避難勧告の時期について(35 ページ、報告書 276 ページ)
- 【意見】 避難所の運営について(35 ページ、報告書 276 ページ)

### (5)〈有効性の検証-運用状況の検証2-〉 防災訓練や試験への立会

実際に災害は発生していなくても、災害を想定した各種防災訓練に監査人が立会い、シミュレーション試験の実施により、防災に関する事業の有効性を推測することが可能となる。監査では、3つの防災訓練及び1つの一斉通信試験に立ち会った。

#### (該当箇所例)

- 【指摘事項】 避難訓練視察を踏まえての有効性の検証(22 ページ、報告書 167 ページ)
- 【意見】 事業の有効性について(試験の立会結果)(27 ページ、報告書 216 ページ)
- 【意見】 幸区総合防災訓練(35 ページ、報告書 282 ページ)
- 【意見】 川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練について(36 ページ、報告書 283 ページ)
- 【意見】 津波避難訓練について(36 ページ、報告書 285 ページ)

### (6)〈有効性の検証-運用状況の検証3-〉 市民への説明会等の傍聴

市が災害に有効な体制を整備し市民に利用を促しても、実際に市民が有効に利用できないのであれば、事業そのものの有効性は低い。たとえば、市が各種ハザードマップを作成しても、市民がその存在を知らなかったり、内容を理解できなかったりした場合には、「ハザードマップ製作事業」そのものの意義が問われることになる。そこで、監査では、「土砂災害ハザードマップに関する説明会」に参加し、ハザードマップを市民に如何に理解させているか把握した。

#### (該当箇所)

- 【意見】 有効性ある土砂災害ハザードマップに関する説明会の実施について(31 ページ、報告書 242 ページ)

### 3. 防災、災害事業における適正性、経済性及び効率性の視点

防災事業は人命に関係するという性質上、経済性、効率性より有効性が最も重視される。かけがえのない市民の命や財産を守るため、危機管理体制の整備を図るとともに、自然災害への対策の推進、消防力の強化が川崎市の基本政策の1つである以上、当然のことである。しかしながら、有効性だけではなく、執行の適正性や経済性、効率性の観点を無視することはできない。

監査においては、執行の適正性、経済性、効率性の観点から、市が十分に事後的な検証を行っているか、また、合わせてPDCAの観点から定性的な視点に加え定量的な視点による検証結果を今後の事業に活かしているかといった観点でも監査を実施している。

さらに、契約手続きについても経済性、効率性の観点から確認を行っている。

#### (該当箇所例)

- 【意見】 災害動員時間外勤務手当の全市的観点からの執行管理の必要性(11 ページ、報告書 55 ページ)
- 【意見】 最低制限価格と一般競争入札の趣旨について(16 ページ、報告書 123 ページ)
- 【意見】 最低制限価格について(21 ページ、報告書 162 ページ)

### 4. その他

公益財団法人川崎市消防防災指導公社の監査においては、公社が実施する事業に加え、公社の組織自体も監査の対象としている。具体的には、法人の会計処理の妥当性、法人の組織体制の適正性、セキュリティ体制の妥当性などである。特に、会計処理については、公社が実施する掲載資機材の整備及び維持管理に要する 40 年分の経費を道路公団が公社に一括で支払っているが、当該経費について、公社の受入時及びその後の会計処理の妥当性について検証した。

#### (該当箇所)

- 【意見】 協定書に基づく受入金の財産区分(38 ページ、報告書 296 ページ)
- 【指摘事項】 組織体制の見直し(39 ページ、報告書 306 ページ)
- 【意見】 監事について(40 ページ、報告書 307 ページ)
- 【意見】 主体性ある決算書の作成及び報告(報告書 307 ページ)
- 【指摘事項】 セキュリティ体制の不備(40 ページ、報告書 308 ページ)
- 【指摘事項】 情報公開について(40 ページ、報告書 308 ページ)

### 第3 監査の対象とした局と事業

今回の包括外部監査におけるテーマは、「防災に関する事業についての事務」である。従って、監査を実施するに当たっては、まず対象となる防災事業のリストアップが必要となる。しかしながら、防災に関する事業として明確に分類されたリストは存在しない。そこで、まず川崎市が作成している平成27年度局区別予算に記載されている局区毎の主な事業をレビューし、防災に関連する事業を実施しているであろう局区を選択した。具体的な局区は、総務局(危機管理室)、消防局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、港湾局、教育委員会、上下水道局の8局と各区である。

次に、選択した局区の事務事業一覧から、局区ごとに防災に関連する事業をピックアップし、最後に、ピックアップした防災に関連する事業の中から、監査の対象とした事業を選択した。

なお、市が行う事業は行政が行う公助ではあるが、事業の中には自分の身は自分で守る自助や、地域でお互いを助け合う共助の取り組みをサポートする事業もある。今回の監査では、この考え方にに基づき、市担当者に依頼して、監査対象事業ごとに自助、共助、公助の分類をした。

区分	理念	事業の例示
自助	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、家族、企業・職員それぞれが自分自身の命や生活、営みを守る。	1) 個人個人の備えを万全にするため、行政が防災関連行事等を開催し、個人の参加を促す。 2) 行政が洪水に関するハザードマップ等を作成し、個人へ頒布する。 3) ホームページ等で、市民に防災に関する啓発を行う。 4) 個人への助成事業を行う。
共助	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域連携により地域を守る。また、市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る。そして、地域同士が連携して地域の安全を守る。	1) 市民連携組織、企業、自主防災組織へ各種助成や補助事業を実施する。 2) 行政の実施する防災関連行事等への参加を促したり、逆に自主防災組織へ行政職員が参加し、共助強化に協力する。
公助	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、地域を守る。	1) 防災に関する各種ハード事業に加え、防災に関する機器の運用強化の事業や、市職員への啓発・教育活動などソフト事業も含む。

## 第4 局区別の主な指摘事項及び意見

局区別の【指摘事項】及び【意見】は、「川崎市包括外部監査の結果報告書」に記載している。以下においては、「川崎市包括外部監査の結果報告書」に記載した【指摘事項】と主要な【意見】を記載している。

局区	【指摘事項】	【意見】
総務局危機管理室	2	33
消防局	6	20
健康福祉局	1	15
まちづくり局	2	10
建設緑政局	0	3
港湾局	0	3
教育委員会	1	1
上下水道局	0	2
区役所	1	14
公益財団法人川崎市消防防災指導公社	3	9
合計	16	110

## I 総務局危機管理室

### 1. 災害予防対策事業費(防災対策管理運営事業)

#### 【意見】 地区防災計画の地域防災計画への反映について(報告書 48 ページ)

平成 25 年の災害対策基本法の改正を受け、地域防災計画に地区防災計画に関する文章を記載しているが、この文章のみでは、地区防災計画の目的は果たすことができない。市としては、結果として地区防災計画が地域防災計画に反映されないとしても、市民に対して意見の募集を行うなどして積極的に地区防災計画の作成を促す運用を行う必要がある。

### 2. 災害動員経費(防災対策管理運営事業)

#### 【意見】 災害動員時間外勤務手当の全市的観点からの執行管理の必要性(報告書 55 ページ)

災害動員経費も市の歳出である限り、財政的な制約の中での執行となり、一定の統制が必要となることも確かである。

今後、危機管理室は、災害動員の事後的な妥当性の検証を通じて、災害動員時間外勤務手当の執行管理について一定の役割を担っていくことが必要である。

### 3. 臨海部・津波防災対策推進事業費(臨海部・津波防災対策事業)

#### 【意見】 想定する地震の型について(報告書 60 ページ)

現在の慶長型地震による浸水対策では不十分である可能性も考えられるところであるが、このような地震モデルにはいくつもの想定があり、また発生間隔が 2,000 年から 3,000 年あるいはそれ以上との想定もあることから、市の財政的にも対策には限界があることも現実としてある。

このため、市が公助として現在取り組んでいる施策には、前提と限界があることを認識するとともに、市民に様々な形で周知していくことが重要であると考えます。

### 4. 防災行政無線管理費(防災施設整備事業)

#### 【意見】 運用・保守、定期点検等の契約における経済性の追求について(報告書 64 ページ)

市は各契約の予算や設計金額の算定の際に、あらかじめ特定の業者から参考見積を徴している。特に、防災行政無線関係の運用・保守や点検業務などの設計金額については、本市設計単価表や国土交通省の「電気通信関係積算基準」などを参考にして積算すると契約実績額や予算額を上回る金額となるため、参考見積によって実勢価格を把握し、それをもとに設計金額を算定することになる。



参考見積書の提出や入札への参加は業者の意向に左右されるが、市の登録業者の数からみると、特定の業者に限定されるものではないはずである。結果的に各契約の入札参加者数の増加となるなど、競争性を向上させ、より経済的な金額で執行できるように工夫する余地がある。

固定費的な性格を有する運用・保守や定期点検、部品交換、あるいは機器の賃貸借などの契約に際しては、より一層、経済性に留意して工夫していくことが求められる。

## 5. 防災行政無線設備整備事業費(防災施設整備事業)

### 【指摘事項】 変更契約時の設計金額の算定誤りについて(報告書 68 ページ)

「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事」は、平成 25 年 3 月に総合評価一般競争入札で契約者が決定され、同年 6 月に工事請負契約が締結されている。

その後、平成 26 年 10 月に、当初、設置を予定していたトランペット型スピーカーの一部を防災用スリムスピーカーに変更することなどを理由として、仕様や金額に係る変更契約が締結されている。契約金額は当初契約より 129,447 千円の増額となる 1,424,874 千円となっている。

訂正により、変更設計金額は 11,664 千円、変更契約金額は 9,763 千円それぞれ増えている。当初契約からの増額分も 129,447 千円から 139,210 千円に訂正されている。変更設計金額はその分過少であったことになる。

当初契約に係る設計金額は予定価格を設定する根拠となるが、予定価格の範囲内で契約金額が決定されるため、必ずしも設計金額(予定価格)と契約金額は一致しない。それに対し、変更契約時の設計金額は、当初契約時の落札率を掛けられてそのまま変更契約金額となるため、その算定にあたっては慎重な取り扱いが求められる。

また、今回の変更契約は 1 億円を超える整備費の追加により、従来のトランペット型スピーカーの一部を最新の防災用スリムスピーカーに変更しようとするものであり、変更の是非や変更箇所数など一定の政策的な判断が求められる内容である。判断にあたってはその効果、有効性だけではなく、正確な追加整備費の提示もセットで必要であり、その意味でも設計金額の正確な算定は重要となる。変更契約時の設計金額の算定は正確に行う必要がある。

### 【意見】 工事監理業務委託の執行に対する市の監督、指導について(報告書 72 ページ)

「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事」の工事監理は、前年度に工事の実施設計を行った業者に随意契約で委託している。

市に提出されている監理業務計画書等を閲覧したところ、工事の工程表や進捗状況などの記録が分かりづらく、議事録にも詳細な記載がなく、また屋外受信設備のスピーカーを防災用スリムスピーカーとするなどの設計変更についての記録もほとんど見られなかった。



工事監理業務で求められている工事の工程表の検討や進捗管理、課題管理、設計内容の検討などに関して、市に対する報告や情報提供が適切な形で十分に行われていたとは言いがたく、市は委託業者を適切に監督し、指導する必要がある。

**【意見】 防災行政無線設備の整備検討時におけるメンテナンスコストの把握について(報告書 73 ページ)**

市は多重系及び衛星系の防災行政無線設備と附帯設備の再整備に向けて、取組を行っている。

平成26年度には「多重系・衛星系防災行政無線設備及び附帯設備再整備基本設計委託」(決算額 4,644 千円)により基本設計を行い、平成 27 年度に実施設計、そして平成 28～30 年度に再整備の工事を行う予定である。

概算の工事費は機器単体費と工事原価、一般管理費を含めて約 33 億円に達すると見込まれている。平成 25～26 年度に施工された「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事」の整備費約 14 億円の倍以上である。

同報系防災行政無線設備デジタル化再整備の際には整備後の運用・保守等のコストについても算出して検討されていたが、多重系・衛星系防災行政無線設備及び附帯設備再整備ではこれまでのところ算出されていない。

新たな機器は運用・保守に費用がかかりすぎないか、従来よりもどの程度コストアップとなるのかなどについて、常に留意し、可能な範囲で運用・保守等のコストを概算で算定するなど、メンテナンスコストを把握する取組が求められる。

## 6. 総合防災情報システム整備事業費(防災施設整備事業)

**【指摘事項】 契約保証金免除時の履行保証保険契約の被保険者について(報告書 79 ページ)**

「防災行政無線園内放送のための公設保育園放送設備改修業務委託」(平成 26 年度決算額 45,360 千円)では、市公設保育園の既設のアナログ方式の同報系防災行政無線戸別受信機を、デジタル方式の戸別受信機に更新し、各保育園の放送設備と接続する業務を委託している。これにより、保育園の園児及び職員に対して園内放送設備により緊急地震速報をはじめとする防災情報の提供が可能となる。委託業務の執行にあたっては、一般競争入札により業者を決定し、契約を締結している。その際、川崎市契約規則第 33 条に基づき、業者(契約者)から市への契約保証金の納付を免除している。

地方自治法施行令によると、普通地方公共団体と契約を締結する者は契約保証金を納めなければならないが、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供で代えることができるとしている。それを受けて、市は契約規則で契約保証金の全部または一部を納めさせないことができる場合を定めている。今回の契約の場合、「(1)の契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補特約条件付)を締結し

たとき」に該当するとして契約保証金の納付の免除を行っている。ただし、委託業者(契約者)から市に提出された履行保証保険証券では、委託業者が被保険者となっており、川崎市を被保険者とする上記規定に反している。

市は、委託業者による履行保証保険契約の締結をもって契約保証金を免除する場合、契約規則及び保険対象契約の内容に適合する、適正な履行保証保険契約であることを確認した上で行う必要がある。

#### **【意見】仕様書の明確化と契約相手への周知について(報告書 83 ページ)**

市と委託先とのやりとりを記録した議事録の中で、外部配信機能に係る専用回線用中継サーバと周辺機器の iDC への移設が問題になっていることがわかった。市によると、仕様書の理解について委託先と齟齬が生じたため、平成 27 年 3 月の履行開始までには外部配信機能関係の機器を iDC に移設できなかつたとのことである。

今後の委託業務においては仕様書の明確化とその内容の委託先への周知について、十分留意して進めることが必要である。

#### **【意見】総合防災情報システムの備蓄支援物資管理機能の活用について(報告書 83 ページ)**

今後、総合防災情報システムの備蓄支援物資管理機能を活用する方向で進めることが望ましい。例えば、データベース構造の改修や表計算ソフトのデータを取込む機能の追加などを行うとともに、同機能の周知や使用方法の習熟をかねて、各区、各局単位で既存の表計算ソフトデータを少しずつ総合防災情報システムに入力していくなど、運用体制の整備を含めて計画的にデータや運用の移行を進めることが考えられる。

## **7. 防災拠点管理費(防災施設整備事業)**

#### **【意見】消費期限切れ備蓄物資の回収廃棄業務委託について(報告書 86 ページ)**

各防災拠点に備蓄されている物資も、当然に消費期限があり、これを経過したものについては、消費あるいは使用することができなくなる。防災拠点管理費の中には、このような物資の処分に要する費用も計上されている。平成 26 年度における当該業務では 5,190Kg(実績)を処分し、委託費用として 504 千円を要した。

処分に要した金額自体は大きなものではないが、物資を廃棄することについては、不経済であると同時に環境負荷も大きいと言わざるを得ない。

市では、防災訓練などのイベントで配布しているとのことであるが、廃棄する量を一定程度減少する効果はあるものの依然として廃棄する分が発生しているのが現状であり、さらに廃棄する物資の量を減らすべく努力する必要がある。

## 8. 備蓄倉庫整備事業費(防災施設整備事業)

### 【意見】 備蓄物資の消費期限について(報告書 94 ページ)

備蓄物資の中には、紙おむつや生理用品などがある。これらの物資には、食品のような消費期限があるわけではないと思われるが、中には20年近く経過しているものも散見された。このような状態のものが本当に使えるかどうかは、実際に使うまでわからないと考えられる。必要に応じて、サンプルで確認してみるか、あるいはメーカーに問い合わせる使用可否を検討する必要がある。

### 【意見】 川崎市南部地域における防災倉庫について(報告書 96 ページ)

川崎区を中心とした川崎市南部地域は、津波災害の際の浸水予想区域に該当する地区であり、各備蓄倉庫も浸水のおそれがある。今回川崎区において視察した倉庫は、いずれも地上1階部分に物資の大部分を備蓄しているため、津波災害時には備蓄物資が毀損してしまうことも想定される。このため、津波災害時における備蓄物資の使用可否とその対応を今後検討していく必要がある。

考えられる対応としては、例えば、同一倉庫内でも浸水に耐える物資はより下の棚へ、そうでないものはより上の棚へと分けて保管する。あるいは、より標高の高い倉庫に浸水に弱い物資を集中的に保管する等の対応が考えられる。

### 【意見】 避難所へのトイレの備置(報告書 97 ページ)

備蓄倉庫には、それぞれ避難所用のトイレ(仮設トイレやボックストイレなど)が備置されている。しかし、現状では、当該避難所での想定避難者数から逆算してトイレの個数を算出しているのではなく、置くことができるスペースがあるかどうかで備置する台数を決めているように見受けられた。

トイレはなるべく避難所の近くに置くべきであり、また、この点に留意して学校等へのトイレの備置を進めていく必要がある。

### 【意見】 受け払いに関する情報について(報告書 98 ページ)

東日本大震災以降、防災に対する市民の関心は高まっていると思われ、新たな避難所の開設や防災訓練等が実施されている。その際、備蓄物資を試みに使用する機会も増えてきており、備蓄物資の移動も従前に比して頻繁である。このような状況であるため、備蓄物資に関する台帳管理の必要性は大いに増しており、今後は在庫の有り高に関する情報だけでなく、出入庫に関する情報の項目も設け、受払簿的な機能の追加も検討していく必要がある。

**【意見】備蓄倉庫の視察結果について(報告書 98 ページ)**

「川崎市包括外部監査の結果報告書」を参照

## 9. 避難所等機能強化事業費(防災施設整備事業)

**【意見】マンホールトイレの備置について(報告書 105 ページ)**

マンホールトイレは平成 25 年度までに、4 箇所を整備され、さらに平成 26 年度に、6 箇所、そして、平成 27 年度には 9 箇所について、整備工事が行われている。然るに、マンホールトイレ用機器はそのうちの 5 箇所にしか備置されていない。

特に、平成 25 年度までに整備工事が行われている中原平和公園、富士見公園、小田公園の 3 箇所と平成 26 年度に整備工事が行われた日吉中学校、南加瀬中学校、今井中学校の 3 箇所については、整備工事からかなりの時間が経過している。早期にマンホールトイレ用機器を備置し、マンホールトイレとして稼動可能な状況にする必要がある。

## 10. 帰宅困難者対策推進事業費(帰宅困難者対策推進事業)

**【意見】帰宅困難者対策条例について(報告書 111 ページ)**

帰宅困難者が生じた場合の行動ルールについての条例化の必要性について、長期的な課題として検討することが望ましい。

## 11. 初動対応経費(危機管理対策事業)

**【意見】宿日直勤務機会の効果的な活用について(報告書 119 ページ)**

防災に関する計画やマニュアル、体制、設備・機器などの更新は頻繁に行われており、各局・各区の防災に対する取組も日々進められているところ、災害が発生する毎に新たな課題が生じてくる可能性もあることから、改めて、宿日直勤務の機会を利用して、防災や危機管理に関する最新の情報提供を行うことも意義があると考えます。

初動対応強化の目的達成のために、宿日直勤務の機会をより効果的に活用することが望まれる。

## 12. 原子力災害対策事業費(危機管理対策事業)

**【意見】最低制限価格と一般競争入札の趣旨について(報告書 123 ページ)**

本事業は、浮島 1 期埋立地に下水汚泥焼却灰などを保管する仮置場を整備する工事の入札では、14 者が入札に応じたが、そのうち 12 者が最低制限価格で応札している。入札の最終的な結果は最低制限価格で入札した 12 者のうちの 1 者がくじ引きで落札し、市は当該

事業者と契約するに至っている。

今回の契約手続きは規則上問題がないとしても、最低制限価格で入札した 12 者のうちの 1 者がくじ引きで落札という事実から、今後運用上何らかの対応が必要と考える。

この点、予定価格に対する最低制限価格の設定率を毎年度変更することも一法である。また、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大し当該制度を採用することも検討の余地がある。低入札価格調査制度が、事務量の問題で全ての案件に適用することが困難であれば、案件を選別した上で適用することの検討も必要である。

### 13. 地域防災推進事業費(自主防災組織活動助成金)(地域防災推進事業)

#### 【意見】川崎市自主防災組織連絡協議会の意義の整理について(報告書 131 ページ)

市協議会の事業は補助対象として適正か、構成員による主体的な運営とされているか、区協議会ではなく市協議会が行うことの意義について整理した上で、川崎市自主防災組織連絡協議会の意義を再度明確にする必要がある。

## II 消防局

### 1. 消防団員報酬(消防団に関する事務)

#### 【意見】定員の見直しについて(報告書 133 ページ)

大規模災害時等における地域の自主防災組織と消防団との役割分担等を確認し、消防団に求められる役割を整理した上で、あらためて人員面での必要数としての定員を設定することが望まれる。

#### 【意見】休団制度等の検討について(報告書 136 ページ)

団員として登録は継続されているものの、数年にわたり出務実績が無い期間がある団員も存在し、そのような団員に対しても、年報酬が支給され、退職報償金の算定対象年数からも除算されていない。必ずしも高いものとは言えない報酬であるが、市の一般財源より支出される公金であるとともに、他の団員との間の公平性の点から見た場合、出務が無い団員に報酬を支給することに合理性を見出すことは困難である。今後、例えば、家庭や仕事の事情等により、一定期間の出務が困難な団員に対しては、退職ではなく無給の休団を制度化する等、団員をつなぎとめながらも、報酬支給の公平性を担保する制度を検討する必要がある。



## 2. 消防団員退職報償金(消防団に関する事務)

### 【指摘事項】一定期間勤務しなかったことが明白である場合の明確化について(報告書 137 ページ)

消防団員退職報償金支給条例第4条の2においては、消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない旨を定めているが、その一定期間について具体的に定めていない。

他の団員との間の公平性の点から見た場合、「一定期間勤務しなかったこと」をより明確に定義し、具体例を示すことが必要である。消防団員等公務災害補償等共済基金から平成 26 年度分の共済金を受領していることから、その適正性をあらためて見直すとともに、除算期間の定義をより明確化する必要がある。

## 3. 消防団関連補助金(消防団に関する事務)

### 【意見】積算方法の見直し及び補助金の統合について(報告書 139 ページ)

消防団運営補助金及び消防団操法大会等運営費補助金ともに、各消防団に対する補助金額は、定員 1 人あたり消防団運営補助金が 6,300 円、消防団操法大会等運営補助金が 607 円として積算されている。しかし、前掲のとおり、各消防団の現員は定員を下回っており、かつ、その充足率にも差がある状況である。消防団の実際の活動に対する補助金であれば、定員ではなく現員を基礎として積算すべきである。

## 4. 消防団員貸与被服費(拡大分含む。)(消防団に関する事務)

### 【意見】退団時の貸与品の取扱いの明確化について(報告書 141 ページ)

貸与品は市からの貸与品である以上、貸与を受けた者の管理責任を明確にする必要がある。現状、貸与品貸与簿上、譲渡の事実は記録されておらず、退団した者に貸与した事実が記載されているだけであることから、今後、退団時に譲渡することを可能とする旨を規則上明示するとともに、退団時に譲渡した者の貸与品貸与簿には譲渡の相手先を明示するとともに、譲渡を受けた者の貸与品貸与簿には、新たな貸与品として記載する必要がある。

また、現在の貸与品の再貸与や利用の実態によっては、事務管理上の効率性を考慮し、今後、何らかの規則及び運用の見直しを図ることが望ましい。

## 5. 出張所改築事業費(消防署所の改築事業)

### 【意見】設計業務及び工事監理業務の一体発注について(報告書 142 ページ)

犬蔵出張所車庫新築その他工事は、宮前消防署犬蔵出張所に、出張所配置の消防車両及び敷地内に隣接する消防音楽隊の車両を留置する車庫を新設する工事である。工事は、

設計業務、工事監理業務、実際の工事請負業務の3つに区分され発注されており、このうち設計業務は指名競争入札により業者選定が実施され、5社が応札し、一方、設計が完了した後、実際の工事を設計図書と照合・確認する工事監理業務については、設計業務を担った者を相手方とした随意契約としている。

本来、工事監理業務についても競争入札に付すことが原則であり、随意契約とすることは慎重な検討が必要であるが、仮に設計業者以外の者が工事監理業務を行うことが困難となることが想定される場合には、設計業務と工事監理業務とを一体として発注し、工事監理業務についても競争性を発揮させることを検討する必要があるものとする。今後、工事監理業務について設計業者に委ねることが想定される業務については、一体発注の適否を検討することが望まれる。

### 【意見】 消防力の整備目標の明確化について(報告書 143 ページ)

各自治体消防にて作成される整備方針は、各自治体の置かれた環境に応じた消防力の整備方針を示すものであることから、消防庁の示す整備指針により算定される消防力の水準を基礎としながらも、実態に応じた整備水準の目標を指し示すことが重要なものとする。現在の川崎市における整備方針上の必要数が、消防局の実態認識と異なっているということであれば、例えば、市域全体ではなく地区を細分化した上で、ポンプ車の現着時間が消防力の整備指針の求める範囲内に収まるよう署所数を設定する等、より実態を反映する目標水準を設定すべきである。

つまり、消防局の整備方針に掲げる署所数 38 については国の指針に合わせて一律的に算出した署所数をあくまで参考値として記載しているものであり、署所の統廃合の際には、現状の消防力の充足状況を検証するとともに、システム工学的手法を用いた検証を行った上で推進しており、その結果としての署所数 36 は適正であるとするなら、市の特殊性や地域特性を勘案した過程を丁寧に示すことにより、市の整備方針において、消防局が考える必要数を明確にするべきである。

## 6. 消防施設改築事業費(消防署所の改築事業)

### 【意見】 訓練塔利用実績の把握単位について(報告書 149 ページ)

今後、訓練塔が建替えられるが、全市的に有効活用が図られていることを示す上でも、各署所もしくは部隊別の訓練実績を把握し、その実態を明確にする必要がある。

## 7. 緊急消防援助隊活動拠点整備事業費(庁舎等整備事業)

### 【意見】 平時の活用計画の明確化について(報告書 153 ページ)

緊急消防援助隊活動拠点は、川崎市が被災地となった際に、他都市から応援に来る緊急

消防援助隊を受け入れるための施設であるため、平時においては、その活用が課題となる。

これだけの規模の施設であり、被災した時だけではなく、平時においても有効に活用することが必要である。今後、被災時における機能や役割についても、より検討を進めるとともに、平時の活用計画についても、併せて明確にすることが望まれる。

## 8. 千鳥町出張所棧橋改築事業費(庁舎等整備事業)

### 【意見】 棧橋改築工事の必要性の再検討について(報告書 154 ページ)

千鳥町出張所棧橋改築工事は、平成 24 年度の現況調査から始まっており、本来は平成 26 年度中に工事が完成する予定であったが入札の不調が続き、結果として、現時点(平成 27 年 11 月監査時点)においても、契約先が決まらず工事が開始できない状況にある。

消防局より執行委任を受けている港湾局によれば、事業者への聞き取り調査にある「利益幅が少ない」といった声を受け、標準設計単価と市場単価との乖離の有無等を検討し、次回の入札に反映したいとのことである。一方で、棧橋自体は消防局の管理であることから、棧橋の安全性について責任を持って言及することはできないとのことである。

消防局は、これを機会として、棧橋改築工事の緊急性、補修工事による長寿命化の適否及び改築工事とのコスト比較等を実施し、その必要性を再検討されたい。

## 9. 消防車両等管理事業費(消防車両等管理業務)

### 【指摘事項】 燃料費の契約方法について(報告書 156 ページ)

消防車両等が使用する燃料については、各消防署に地下タンクが設置されており、地下タンクから各消防車両等に給油される。地下タンクの残量が約半分になった時点で所管課から発注し、業者からタンクローリー(マイクロローリー)にて納入される。所管課における1回の発注額は約 300 千円前後となる。そこで、所管課では地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び市契約規則第 24 条の 2 第 1 項第 6 号により、随意契約としている。

納入業者は、市内の石油類取扱業者 17 社の中から配送距離等を考慮して消防局では 3 社と継続的に契約することになっている。なお、消防艇に使用する免税軽油については契約課が納入業者を決定しており、毎年変更がある。

3 社を選定する理由として所管課では、有事の際の燃料確保のため 1 社に集中させず 3 社に分散していること、表に示す元売業者の代理店でありメーカーレベルでも分散を図っていることをあげている。

平成 26 年度の歳出伝票データからこれら 3 社への支払額を集計したところ 1 回あたりの支払が少額であっても、回数が多いため年間を通してみると 1 社あたりの支払額は、契約規則



に定める随意契約が可能な 1,000 千円を大きく超過している。ここで、契約規則の潜脱になっているのではないかとの疑問が生じる。

市としては、当該取引が、契約規則に定める随意契約に該当するか確認を行い、業者選定の公平性の確保に努める必要がある。

## 10. 消防艇点検整備事業費(消防艇管理業務)

### 【意見】 契約方法について(報告書 159 ページ)

消防艇の上架整備は 1 隻ごとの一般競争入札により発注しているが、平成 25 年度は第 5 川崎丸、平成 26 年度は第 5 川崎丸及び第 6 川崎丸が一者応札となっている。

競争性を確保するため一者応札とならないような努力の継続は必要である。

## 11. 耐震性貯水槽建設事業費(耐震性貯水槽建設事業)

### 【意見】 契約変更について(報告書 161 ページ)

中原区今井公園、宮前区初山公園、多摩区菅北浦緑地の 3 基については、契約変更が行われている。

いずれも工事の開始後に現地を精査した結果、変更が必要となったものである。現地の精査は発注前、仕様書作成の段階で十分に行っていれば、仕様書に必要事項を盛り込むことで契約変更を避けることが可能となるはずである。

仕様書作成の段階で予期できたかできないかについては、今回の監査での確認は困難であるが、所管課としては今後もより精度の高い実地調査のもとに設計書を作成し、契約方法の妥当性にも影響を与える契約変更をできるだけ避けることが必要である。

### 【意見】 最低制限価格について(報告書 162 ページ)

耐震性貯水槽の設置工事請負業者は一般競争入札により決定している。平成 26 年度に設置した 4 基の内 3 基について、落札額が市の定める最低制限価格と円単位で一致していた。さらに、1 基については、有効な入札 9 社のうち 7 社が同額で、最低制限価格と円単位で一致した。そこで「川崎市電子入札運用基準」に基づき、電子くじによって落札者を決定している。

今後、最低制限価格の取扱について財政局とも協議の上、何らかの対応が必要と考える。予定価格に対する最低制限価格の設定率を毎年度変更することも一法である。また、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大し当該制度を採用することも検討の余地がある。これは、予定価格とともにあらかじめ調査価格を定めておき、入札価格がこれを下回ったときは、契約が適正に履行されるかどうかを調査した上で相手方と契約するかどうかを判断する制度である。最低制限価格制度と低入札価格調査制度とは類似しているが、自動的に排除するか、

調査した上で契約の可否を判断するかという点で異なる。低入札価格調査制度が、事務量の問題で全ての案件に適用することが困難であれば、案件を選別した上で適用することの検討も必要である。

## 12. 消火栓設置等負担金(警防活動事業)

### 【意見】上下水道局から請求される負担金の内容確認の実施について(報告書 165 ページ)

例年、上下水道局からは年間の請求額が記載された通知書が送付されているが、この内訳書では上下水道局負担となる空気弁の金額が明確にされておらず、消防局も特段の検証なく支払っているものである。川崎市内部における一般会計と特別会計(上下水道局)との間の資金移動ではあるものの、予算統制の意義を減殺するものであり、地方公営企業の経営成績にも影響を与えるものであることから、今後、内訳書に上下水道局負担である空気弁の金額を記載するよう改善し、支出の根拠が明確になるよう見直しを図り、消防局として負担金支出額の妥当性を検証した上で支出することが望ましい。

## 13. 警防活動事業費(消火用具整備分)(警防活動事業)

### 【指摘事項】避難訓練視察を踏まえての有効性の検証(報告書 167 ページ)

本事業が災害の現場で有効に機能するためには、「消火ホースキット」が配置されるだけでは十分ではなく、いざという時に有効に使用されなければならない。つまり、整備と運用がともに機能して初めて事業が有効になると思われる。このような認識のもと、今回の包括外部監査においては、実際に防災訓練を視察し、「消火ホースキット」を使つての訓練の内容を確認した。

視察の結果、「消火ホースキット」がいざという時に有効に使用されるためには、未だ課題が多いと認識した。但し、本事業は平成 26 年度に開始された事業であり、まず整備面を中心に実施することは理解できる。平成 28 年度には全避難所への整備が完了するので、今後如何に運用面での課題を解決し、事業の有効性を高めていくかが重要となる。

## 14. 消防救急無線デジタル化事業費(消防救急無線デジタル化事業)

### 【意見】予定価格積算方法の改善について(報告書 176 ページ)

本件工事は、消防救急無線のデジタル化工事であり、消防救急デジタル無線機器及びネットワーク関係機器等の調達及び据付工事である。平成 24 年 6 月に総合評価一般競争入札(特別簡易型)が実施されたが、結果として 1 社のみの応札であり、落札価額も予定価格に近似したものであった。

本件工事契約の予定価格を積算するにあたり、これまで類似の事案が無く、川崎市が独自に積算することが困難であるとして、関連する事業者から参考見積を徴し、これを査定することにより予定価格を積算する方法が採用されている。しかし、3社に参考見積書の提出を求めたものの、結果として、これに応じたのは応札した1社のみであった。また、入手した参考見積書の金額についても、これを個別に査定する材料が無いとして、当該金額に一定割合を減じたものを予定価格として設定している。

平成26年11月の報道にて、消防救急デジタル無線の整備工事の入札に関して談合を繰り返した疑いで、公正取引委員会が、川崎市の落札業者を含む5社に談合調査に入った旨の報道がなされている。

既に納品及び代金の支払いまで完了した事案であり、実際の談合の有無については公正取引委員会の判断を待つことになるが、今後も、特にシステム関連機器の調達等に際しては類似の状況となる可能性もある。今回の事案を参考に、予定価格の積算方法の改善の要否をあらためて検討する必要がある。

## 15. ヘリコプター定期整備事業費(航空関係業務)

### 【指摘事項】事業委託の履行確認について(報告書 181 ページ)

そよかぜ1号機・そよかぜ2号機の定期整備は従前から、特命随意契約によりセントラルヘリコプターサービス株式会社に委託している。当該業者にはヘリコプターのメーカーである川崎重工業株式会社から整備修理事業を移管されており、メーカーの定める技術水準に則った点検整備を継続的に行える国内唯一の業者であることが主な理由である。消防局指名選定委員会の審議を経て、指名選定されている。

契約の履行にあたり、航空隊が仕様書で提出を求めている書類とセントラルヘリコプターサービス株式会社から提出された書類とを照合したところ、提出されていないものがあった。

仕様書で提出を求めている書類がもれなく正確に提出されているかどうかは、契約の履行を確認する上で重要である。未提出の理由は航空隊の側で不要ないし他の提出書類で代替可能と判断されたものである。しかし、予算執行の透明性を確保するためには、担当者の判断にとどめず、仕様書を作成する段階で真に必要なものを要求するよう、見直しを進める必要がある。

## 16. ヘリコプター運航要員養成事業費(航空関係業務)

### 【指摘事項】事業委託の有効性について(報告書 184 ページ)

限定変更訓練(事業用操縦士限定変更訓練、一等航空整備士限定変更訓練)の修了後、

訓練対象者は平成 26 年度内に国家試験を受験した。

航空整備士のうち 1 名については、訓練の結果合格が見込める水準に達しなかったことから、委託先から受験の延期を報告された。航空隊の判断でその後も監査日現在、受験は見送られている。限定変更訓練業務委託は、国家試験合格までを保証するものではないとはいえ、結果的にこの部分の事業費について支出の有効性が認められないと言わざるを得ない。

航空隊によると、合格しなくても整備の業務自体は行えるとのことである。しかし、航空機の耐空性について確認することができないので、限られた人数の中では整備業務の円滑に支障が出かねないと考えられる。

航空隊の活動を安全確実に実施するために、確実に有資格者が確保できる取組の検討が必要と考えられる。

## IV 健康福祉局

### 1. 健康福祉局における防災事業と地域防災計画等

#### 【意見】各事業と地域防災計画の連動性(報告書 191 ページ)

事務事業名の災害時医療救護対策事業のうち、災害時医療救護対策事業、救急医療・災害用薬品整備事業等補助金、災害時医療体制検討委員会事業費、災害救助その他援護事業のうち社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費は、地域防災計画及び川崎市災害時医療救護活動マニュアルに記載がない。地域防災計画、川崎市災害時医療救護活動マニュアルと事務事業との整合性をとる必要がある。

#### 【意見】地域医療計画との関係(報告書 191 ページ)

地域医療計画では、防災に関連する事業すなわち災害時医療救護対策事業費、救急医療・災害用薬品整備事業等補助金、川崎 DMAT 編成事業費、災害時医療体制検討委員会事業費が【施策の方向】の中に各防災の位置づけを記載されている。

しかし、災害時病院等医療救護対策事業補助金、社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費、災害時要援護者緊急対策事業費、ひとり暮らし等高齢者見守り事業費は地域医療計画に記載はない。地域医療計画の中で各防災に関連する事業として各防災の位置づけを明確にする必要がある。

## 2. 災害時医療救護対策事業費(災害時医療救護対策事業)

### 【意見】 事業内容の市民への説明について(報告書 194 ページ)

川崎市災害時医療救護活動マニュアル(平成27年4月)において、災害時に医療救護班が使用する医薬品及び医療救護用資機材の備蓄内容を記載していない。同マニュアルに記載することによって市民等により具体的に明示するべきである。

## 3. 災害時病院等医療救護対策事業補助金(災害時医療救護対策事業)

### 【意見】 協定内容について(報告書 197 ページ)

平成26年度の災害時医療救護活動事業補助金は、災害時看護研修会 60 千円及び災害時救護員装備品整備費 57 千円、委員会費 23 千円に支出している。これらは、看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付要綱の補助の対象経費として定める「看護協会が行う災害時の医療救護活動に資するための事業」には該当している。しかし、川崎市地域防災計画及び「協定」に記載している内容ではない。「協定」は災害時の救護活動に関して限定して規定しているのに対して、看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付要綱は災害時の医療救護活動に資するための事業として広く規定している。看護協会が行う災害時医療救護活動に合わせて両者の整合がとれるように見直しを行う必要がある。

## 4. 救急医療・災害用医薬品整備事業等補助金(災害時医療救護対策事業)

### 【意見】 病院に配分される補助金の配賦根拠について(報告書 202 ページ)

病院協会は病床数を基準として各病院(33 病院)に備蓄補助金を配賦している。

前述したように、病院協会からの補助金は、いずれの病院も病床数を基準として配賦されることから、医薬品及び衛生材料の購入費に対する補助金配賦額の割合はばらつきが生じている。各病院(33 病院)への備蓄補助金の配賦基準は病床数ではなく医薬品及び衛生材料の購入費等の基準によるように指導することが望まれる。

### 【意見】 備蓄医薬品及び衛生材料の確認について(報告書 202 ページ)

市は病院協会が行う災害時用の医薬品及び衛生材料等を備蓄する事業に対し補助金を交付している。このため、市は病院協会より事業計画書と事業実績報告書の提出を受けているが、事業実績報告書では「救急災害用薬品等備蓄金額一覧表」に各病院の医薬品及び衛生材料の購入額及び補助金配賦額が示されているのみであり、各病院の備蓄されている医薬品及び衛生材料の金額は報告されていない。

市は病院協会より各病院の備蓄されている医薬品及び衛生材料の金額の報告を受け、前年度(及び前前年度)との増減比較による説明を受けることによって各病院に備蓄医薬品及



び衛生材料が確保されていることを確かめる必要がある。

## 5. 川崎 DMAT 編成事業費(災害時医療救護対策事業)

### 【意見】川崎 DMAT 医療用資機材の整備のあり方について(報告書 205 ページ)

川崎 DMAT は 3 病院に設置しており、指定年度、出動経験も異なっている。川崎 DMAT 医療用資機材の整備では、市は毎年度 100 万円を上限として各病院から申請を受け確認後負担金を交付している。市は整備の全容及び整備の計画を 3 病院に委ねていることから、整備のあり方を再検討する必要があると考える。例えば、必要な資機材を各病院にリストアップしてもらい、計画期間(複数事業年度)を定めて、計画期間で順次整備していくなどの方法も考えられる。

## 6. 災害時医療体制検討委員会事業費(災害時医療救護対策事業)

### 【意見】現状の体制について(報告書 207 ページ)

災害時医療体制検討委員会は、川崎市地域防災計画及び災害時医療救護活動マニュアル改訂版の修正を行うと共に積極的に助言を行うために、現状の体制(年間の開催日数や川崎市災害医療コーディネーターの人数等)を見直し増大させる必要があると考える。

## 7. 災害時要援護者緊急対策事業費(災害救助その他援護事業)

### 【指摘事項】事業の有効性の確認について(報告書 211 ページ)

事業の目的は、地域支援組織に新規申込者情報を提供することではなく、新規申込者情報を提供することによって地域における「共助」による避難支援体制づくりを進めていくことである。よって、事業の有効性は、地域支援組織が実際に要援護者へ訪問し、「共助」の関係を深めることである。市としては、地域支援組織による要援護者への訪問の実績を確認することによって、現状の事業の有効性の程度を測り、その結果を今後活かすよう努める必要がある。

### 【意見】地域支援組織への理解の促進について(報告書 212 ページ)

各区とも訪問結果の集約を行ってはいないが、今回の監査でのヒアリングの結果、訪問結果の提出を求めている区においても地域支援組織から区への訪問結果の提出割合は決して高くないことがわかった。

本事業は、地域における「共助」による避難支援体制づくりを進めていく制度なので、市としては、今後も支援組織への理解の促進を進める必要がある。

**【意見】災害時要援護者名簿登録の拡大の可能性について(報告書 213 ページ)**

災害時要援護者を把握するために、現状の範囲で十分か改めて検討する必要がある。「災害時要援護者緊急対策事業費」では、制度登録の重点勧奨対象者の範囲を要介護度 3 から 5 もしくは、1 級から 3 級の身体障害者手帳保有者としているが、この条件では災害時要援護者をカバーしきれていないのではないかと考えられるからである。

**8. 社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費(災害救助その他援護事業)**

**【意見】事業の有効性について(試験の立会結果)(報告書 216 ページ)**

本事業に限らず、設備の配備等に関する事業の有効性は、設備を配備しただけでは十分ではない。設備を配備に加え、当該設備を十分に使いこなせるようにしなければならない。この点、通信試験の実施は意義のあるものである。ただし、試験の結果、今後への課題も残されていると考えられる。特に、設備そのものの問題や操作方法といった運用上の問題については、引き続き解決への努力が必要である。

**【意見】保管管理方法の明確化について(報告書 219 ページ)**

防災用無線の一斉通信試験の中で通信状況や機器操作の確認を行っているが、機器操作マニュアル以外の防災用無線機の日常の管理・保管方法(破損、更新等のメンテナンス方法を含む)について、ルールを明文化したマニュアル等は定められていないことから作成周知が望まれる。

**9. ひとり暮らし等高齢者見守り事業**

**【意見】調査結果の有効活用について(報告書 220 ページ)**

ひとり暮らし等高齢者実態調査に係る調査結果の利用方法については、区役所高齢・障害課のみが調査結果にアクセス・利用できる状況となっている。事業対象者(見守り対象者) 243 名に、現状では防災の視点で何等かの対応を行う計画はないが、このような方々を如何に援護するかは重要なので、防災の視点での検討も必要である。つまり、事業が有効かどうかは、調査結果を如何に活用するかである。

**【意見】「災害時要援護者緊急対策事業費」と「ひとり暮らし等高齢者実態調査」について(報告書 221 ページ)**

「ひとり暮らし等高齢者実態調査」では、川崎市内在住、住民基本台帳記載の 75 歳以上の介護保険サービス等を受けていない人を調査対象者として、見守り対象者 243 名が選定されている。

ここで前述の「災害時要援護者緊急対策事業費」と「ひとり暮らし等高齢者実態調査」の調

査対象者は重複していないことも多い。見守り対象者には、災害時要援護者避難支援制度の名簿登録をしていないのであれば、登録条件に該当する場合は、名簿登録への本人の同意を求めていく必要がある。少なくとも、現状では「ひとり暮らし等高齢者実態調査」には防災の視点がないことから、防災の点からも調査結果を活用する必要である。

## V まちづくり局

### 1. 高層集合住宅震災対策指導事業費(高層集合住宅の震災対策施設整備推進事業)

#### 【意見】整備基準適合証の交付実績について(報告書 223 ページ)

整備基準適合証の交付は、平成 24 年 7 月 1 日から開始された事業であるが、要綱の対象となる高層集合住宅の総数からすると、現時点の実績 22 枚は低い。

震災によりライフラインが停止した場合においても、高層階に居住する市民が安心して暮らすことができる住環境を形成するために、防災備蓄スペースと防災対応トイレの設置を促すことの有用性はあると考えられることから、今後、以上の現状を踏まえ震災対策用施設の設置を誘導する取組が必要である。

#### 【意見】整備基準適合証の在庫管理について(報告書 224 ページ)

平成 27 年 10 月 22 日現在の累積使用数は 22 枚であるが、現在の在庫数は 59 枚となっており、在庫過剰といえる。また、平成 25 年度末時点の在庫数は 33 枚で、累積使用枚数 22 枚を賄える計算となる。

一度に多くの枚数を作成することにより、作成に係る費用を抑えることができるため、今後は、在庫数を加味しながら、整備基準適合証を作成するなど、在庫管理を適切に行う必要がある。

### 2. 密集住宅市街地整備促進事業補助金(密集住宅市街地整備促進事業)

#### 【指摘事項】補助金交付の申請期限について(報告書 227 ページ)

「川崎市住宅不燃化促進事業補助金交付要綱取扱基準」及び「川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱取扱基準」では、住宅不燃化促進事業、区画道路拡幅促進事業、区画道路寄附促進事業に係る補助金の交付申請は、11 月末までに行わなければならない。

しかし、交付申請期限後に申請が行われているものが 3 件あった。

交付要綱取扱基準に交付の申請期限を明記している以上は、当該規定に従うべきである。よって、期限を守るか、期限を設けないかを整理して、基準を整備するべきである。



### 【意見】補助金の交付実績について(報告書 228 ページ)

密集住宅市街地整備促進事業、住宅不燃化促進事業、区画道路拡幅促進事業、区画道路寄附促進事業における補助金の交付実績は事業によっては交付実績がない年度もあるなど、いずれも交付実績が著しく低い。重点密集市街地の改善を推進するために補助制度を設けたものの、交付実績が低く補助効果である重点密集市街地の改善に十分に結びついていない。

住宅不燃化促進事業については、平成 28 年度末をもって補助制度の見直しをすることになっており、また、区画道路寄附促進事業についても、平成 28 年度末をもって補助制度の見直しをすることになっているが、この見直しを契機として、今後の重点密集市街地の改善を推進するための取り組みについては、根本的な見直しが必要である。

### 【意見】今後の密集市街地の改善に向けて(報告書 229 ページ)

概要で述べたとおり、市では、重点密集市街地の改善の指標として、不燃領域率を 40% 以上とすることを目標としてきたが、平成 26 年度末時点で、幸町 3 丁目地区が 34.9%、小田 2・3 丁目地区が 38.0%であり、40%に満たない。

つまり、地震時などの災害に対して防災上の課題が残ったままであり、引き続き改善に向けて取り組んでいく必要がある。しかし、平成 20 年度以降の不燃領域率の推移では、補完法による単純計算によっても、不燃領域率 40%以上となるのに、あと 7 年以上要することとなる。これでは、効果的な取り組みとはいえない。

したがって、今後の密集市街地の改善に向けては、これまでの取り組みを根本的に見直し、新たな密集市街地の改善施策を検討していく必要がある。なお、重点密集市街地以外にも、火災の延焼危険性の高い地域が存在すると思われることから、対象地区についても、改めて選定する必要がある。

## 3. 民間マンション耐震対策事業費(民間マンション耐震対策事業)

### 【意見】予備診断等の実績について(報告書 232 ページ)

地震による分譲マンションの倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりを推進するためには、市は、予備診断等の実績を向上させる必要があり、これまで以上に、地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上を図るとともに耐震改修の推進を図る必要がある。

## 4. 木造住宅耐震改修助成金(建築物防災対策事業)

### 【意見】完了報告書の記載の徹底について(報告書 234 ページ)

平成 26 年度木造住宅耐震改修工事助成金の対象全 78 件のうち、非課税世帯が 11 件あ

った。非課税世帯 11 件のうち、任意の 3 件について、完了報告書(第 6 号様式)を確認したところ、2 件について(□非課税世帯であることに申請時と相違ありません)の欄にチェックが入っていなかった。このチェック欄は適切な対応であるのだから、今後はもれなくチェック欄の記載の徹底を図る必要がある。

## 5. 狭あい道路対策事業費(狭あい道路対策事業)

### 【指摘事項】委任状について(報告書 237 ページ)

平成 26 年度の狭あい道路舗装整備工事は、指名競争入札により工事請負業者が選定されている。このうち、狭あい道路舗装整備 1 号工事の入札手続きにおいて、入札書及び委任状の記載に不備のあるものが 1 件あった。

「入札情報 かわさき」の共通ダウンロードファイル一覧にある「委任状の記入例」にもその旨が示されていることから、入札書及び委任状の記載に不備がないように徹底する必要がある。

なお、応札した業者は、当該委任状を提出した業者とは異なるため、入札手続き自体に瑕疵があるものではない。

### 【意見】未着手の舗装整備工事の解消について(報告書 237 ページ)

狭あい道路舗装整備工事は、建築主等からの申請により行うものであり、原則として、申請を受け付けた案件から順番に工事を行っている。しかし、現状は予算の都合上、申請を受け付けてから工事着手に至るまでに 2 年～3 年かかっている状況である。

狭あい道路の解消は、災害時の避難や火災時の消火活動等に支障がないようにするための、防災上早急に対応すべき課題であると考えられる。したがって、未着手の狭あい道路舗装整備工事をできる限り早期に解消する必要がある。少なくとも、2 年以上前の申請の工事がないようにするなど、未着手の期間を短縮する取り組みを検討する必要がある。

### 【意見】要綱上の位置づけについて(報告書 238 ページ)

狭あい道路拡幅整備は、事業説明パンフレットにも記載があるとおり、災害時の避難や火災時の消火活動における支障を取り除くことも重要な事業目的としている。

一方、「狭あい道路拡幅整備要綱」においては、防災目的が明確化されていない。

狭あい道路の拡幅整備は、清掃車のごみ収集や日常の交通安全といった、生活環境の改善は勿論であるが、近年の防災意識の高まりから、災害時の避難等といった防災面における取り組みがより求められていると思われる。

したがって、要綱上においても、防災面の目的をより明確化することが望ましい。

## 6. ハザードマップ製作事業費(宅地防災対策事業)

### 【意見】有効性ある土砂災害ハザードマップに関する説明会の実施について(報告書 242 ページ)

本事業の有効性の程度は、土砂災害ハザードマップを多く製作することで決まるのではなく、土砂災害ハザードマップをツールとして、土砂災害への理解を深めること、すなわち土砂災害への備え等に関する周知の程度で測ることができる。その意味において、土砂災害ハザードマップの製作・配布、説明会等を通じ、土砂災害ハザードマップの内容等についての市民の理解などが総合的に達成されて、始めて事業の有効性が高まったといえることができる。

この考えのもと、川崎市では平成 27 年度において、土砂災害警戒区域に指定された区域がない川崎区を除く 6 区において計 6 回「土砂災害ハザードマップに関する説明会」が開催された。この内包括外部監査においては、11 月 5 日に実施された説明会を傍聴した。

今後の課題としては次の点があげられる。

まず、説明会への参加者は土砂災害警戒区域に指定された区域の世帯数と比べるとまだまだ少ない。説明会の開催は平成 27 年度で 2 年目であるが、事業を今以上に有効にするためにも、今後も説明会を継続するとともに、今以上に説明会での参加者を増やす努力が必要である。

次に、川崎市では、平成 27 年度において発生した台風時に、土砂災害警戒区域を対象に避難勧告が出され対象地域の避難所が開設された。説明会においても、生きた事例として、平成 27 年度の台風等の状況について具体的な説明が行われることも意義があったと思われる。

市としては、市民のモチベーションを下げないためにも、土砂災害ハザードマップを製作し、今以上に市民に周知させることは重要である。

## VI 建設緑政局

### 1. 耐震対策等橋りょう整備事業費(耐震対策等橋りょう整備事業)

#### 【意見】 鹿島田跨線橋橋梁耐震工事に関する平成 26 年度協定(報告書 248 ページ)

鹿島田跨線橋橋梁耐震工事に関する平成 26 年度協定は JR 新川崎駅の線路に架かる鹿島田跨線橋の耐震補強工事である。川崎市は当該事業の実施にあたり、線路等を管理する日本貨物鉄道株式会社に工事を依頼している。当該工事の負担額については、日本貨物鉄道株式会社の提示した金額を協定価格とし、工事終了後に事業者から工事費精算額調書を受取って清算している。しかしながら市が日本貨物鉄道株式会社から知らされる協定価

格の内訳は下請け業者毎に支払う工事代金の総額と日本貨物鉄道株式会社の管理手数料のみとなっており、市は協定額や精算額がどのように計算されているのか把握していない。このため、あらかじめ合意された工事単価により協定額や精算額を算定する必要がある。そのうえで、日本貨物鉄道株式会社の使用する工事単価や一般管理費等について市の使用している工事単価との差を把握し、内容を検証し、市の使用する工事費用の計算の乖離率を把握し、市民に説明できるようにしておく必要がある。

## Ⅶ 港湾局

### 1. 港湾改修事業(国際戦略港湾)費

#### 【意見】 検潮所移設工事(報告書 252 ページ)

千鳥町 7 号岸壁附帯施設整備工事については、同岸壁の耐震強化実施に支障となっている検潮所の移設を行うものであるが、平成 27 年 10 月時点では未契約となっている。これは、検潮所内に設置されている潮位観測設備の移設等に特段の配慮をする必要があることから、積算・設計に反映させたものの、入札が過去 2 回不調となっている(平成 26 年 12 月、平成 27 年 1 月)ことによるものであるが、この移設が完了しないことには千鳥町 7 号岸壁の改修工事(既設岸壁の撤去・新築)が行えない状況にある。

改修工事(既設岸壁の撤去)は平成 28 年度下期に開始する予定であるため、岸壁工事を予定通り開始するには、移設を速やかに完了する必要がある。

#### 【意見】 陸閘整備と防潮堤統合スロープ整備(報告書 257 ページ)

陸閘は高潮警戒時に、陸閘使用者である民間企業に陸閘の閉鎖を依頼し、角落とし式あるいは引き戸式により閉鎖を行い、内陸部への浸水を防護するものであるが、高潮警戒時のたびに、人手によって閉鎖を行うことから、負担を伴うものである。このため、平成 26 年度の事業の中には、従来の角落とし式から負担の少ない引き戸式に変更を行う委託を 1 件と工事を 2 件行っているが、それぞれ 10 百万円、29 百万円、41 百万円が支出されている。

一方で、構造上も通用の便宜を考慮しても、陸閘開口部を防潮堤と統合スロープを設置可能なものがあり、平成 26 年度にスロープへ改良するための設計を行った事例がある。支出額は 3 百万円であった。

市の負担額からも、陸閘使用者の負担軽減面からも、構造上、あるいは通用の便宜を考慮しても、陸閘開口部を防潮堤と統合スロープを設置可能な箇所については、スロープ設置に変更していくことが望ましい。

## Ⅷ 教育委員会

### 1. 総論

#### 【指摘事項】避難所開設における区職員と学校関係者との連携(報告書 261 ページ)

平成 26 年の台風 19 号では、川崎市では初めて 86 か所の避難所が開設された。また、平成 27 年の台風 18 号では、79 か所の避難所が開設された。そして、開設された多くが小学校又は中学校施設である。

今回の監査の結果、課題の 1 つとして、複数の区において区職員と学校関係者との連携があげられた。具体的には、区職員と学校関係者との協力によりスムーズな避難所運営ができた施設がある一方、その逆の状況が生じ、派遣された区職員が対応に苦慮したケースがあった。このような事態が生じた原因は、総務局危機管理室、区および学校(教育委員会)との連携が不明確であることや、本質的な問題として県費負担職員である学校関係者は動員対象外であり、避難所運営に対しての強制力がない点も挙げられる。

区職員と学校関係者の連携が十分に取れる関係維持を検討する必要がある。

### 2. 児童生徒安全情報配信事業費(学校安全事業)

#### 【意見】契約価格の決定方法について(報告書 262 ページ)

児童生徒安全情報配信事業費については特命随意契約により契約を締結している。市は、契約価格の決定にあたり、事業者の親会社が提示した見積価格をそのまま契約価格としている。特命随意契約については特にその理由の明確性が求められるため、契約の理由が明確になっているか改めて検討が必要である。

## Ⅸ 上下水道局

### 1. 水道事業の危機管理対策(水道事業の危機管理対策)

#### 【意見】応急給水訓練等の推進について(報告書 268 ページ)

市は、応急給水訓練等について、地域の自主防災組織や避難所運営会議などで当該事業の PR を行っており、平成 26 年度の実施回数は 23 回となっている。当該事業の実施は各団体の意向によるところが多いが、地域住民へ応急給水拠点の認知度を高め、災害時の給水活動への協力を促進するためにも、さらに積極的に PR を推進し、市として、より多くの応急給水訓練等が実施されることが望まれる。



## X 区役所

### 1. 過去の災害(ふりかえりと今後の課題)

#### 【意見】避難所運営マニュアルの整備(報告書 274 ページ)

本来、避難所運営マニュアルは、地震災害対策と洪水土砂災害とでは違うものとする必要がある。この点を考慮し、川崎市では、平成 27 年 3 月に総務局危機管理室より「洪水・土砂災害用 避難所運営マニュアル作成指針」を新たに作成し、洪水土砂被害に対応するため各避難所に作成を促している。

今回各区に訪問しマニュアルの整備状況を確認したが、洪水土砂災害に即したマニュアルの整備は進んでいないことがわかった。3 月にマニュアル作成指示、9 月に台風による避難所開設であり、今後早急に避難所ごとの洪水土砂災害用のマニュアルの整備が求められるところである。

なお、地震災害と洪水土砂災害では開設の手順が異なるため 2 種類のマニュアルの整備を進めているが、これは、避難所を運営している避難所運営会議に過度の負担を強いる可能性があることも事実である。マニュアル作成にあたっては市による十分なサポートが必要である。

#### 【意見】動員配備基準の変更について(報告書 274 ページ)

平成 27 年度当初に動員配備基準が変更され、種別ごとに何%といった定量的な基準がなくなった。しかしながら、半年程度経過しても当該変更については市民に公表されていない。本来であれば、地域防災計画の更新・公表に時間がかかるのであれば、重要な変更箇所だけでも取り上げて適時に変更部分を公表することが望ましい。なお、区の地域防災計画は平成 27 年 3 月の更新が最新であり、ホームページ上で公表されているのもこのバージョンである。

また、各区の災害対策本部が作成している「職員行動マニュアル」も配備基準の変更は更新されていないので、早急な修正が必要である。

#### 【意見】動員発令と実際の動員について(報告書 275 ページ)

実際の動員体制における「区の判断」についての認識をできるだけ統一させるとともに、訓練や動員の実施を積み重ねて「区の判断」が自信を持って行えるようにする必要がある。

また、危機管理室としては、より現場に近い各区に動員体制の判断を任せることとしており、各区は災害対応時に制約なく職員を動員できる代わりに事後的に説明責任を果たす必要があり、危機管理室は災害対応についての過去の災害の振り返りと各区へのフィードバックを、責任を持って行う必要がある。

**【意見】 避難勧告・避難指示と避難所開設の時期について(報告書 275 ページ)**

平成 26 年度の広島土砂災害では、避難勧告発令と避難所開設を同時に行わなければならないという決まりがあった。よって、すでに避難勧告発令は決定していたが避難所開設の準備が整っていなかったため、避難所開設準備が整うのを待った上で避難勧告をした。このため、避難勧告発令が遅れ被害が拡大したのではないかという指摘がなされた。

この教訓を活かし、避難勧告の発令と避難所の開設は分けることとしているが、これについて全区での認識が統一されていなかった。

改めて、避難勧告発令と避難所開設のタイミングについて周知することが必要である。

**【意見】 避難勧告の時期について(報告書 276 ページ)**

平成 26 年度の台風 19 号では避難勧告、避難指示ともに発令されなかったが、平成 27 年度の台風 18 号では 9 月 9 日(水)の 17 時に避難勧告が発令された。

避難勧告が発令された 17 時では、麻生区、多摩区、宮前区といった北部エリアではすでに雨は上がっており晴れ間も見えていたという情報もある。

今回の場合、北部より南部エリアの総雨量が多いことから、避難勧告を発令した時点では市の北部では雨量のピークが過ぎていた、今後このような事態を避けるためにも適時の発令や発令単位の適正化などを検討する必要がある。

**【意見】 避難所の運営について(報告書 276 ページ)**

川崎市は、区ごとに地域的特性があり、土砂災害については主に北部エリアが危険区域となっている。そのため、今回の台風においても避難所開設は北部エリアに集中しており、今後配置方針を明確に決めておくことも検討の余地がある。

また、今後、毎年度起きる可能性のある風水害の場合でも避難所開設に自主防災組織を関与させ、震災時にも慌てずに開設できるようにしておくといった考え方も検討の余地があると考えられる。

## 2. 各区が実施している防災訓練

**【意見】 幸区総合防災訓練(報告書 282 ページ)**

幸区では、年 2 回、幸区自主防災連絡協議会が中心となり総合訓練を実施しているが、これは区内 5 地区の輪番制となっており、概ね 3 年に一度は全ての組織で訓練を実施する仕組みとなっている。この仕組みは、自主防災組織を網羅的に訓練に参加させるものであり評価できる。他の区においても参考にできるものと思われる。

**【意見】 川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練について(報告書 283 ページ)**

今回、JR川崎駅における改札出口前広場において行われた帰宅困難者に対する交通事業者による説明と、情報受発信、市職員、警察官による一時滞在施設(川崎アゼリア)への帰宅困難者の誘導、一時滞在施設担当者による説明と、情報受発信、備蓄品の帰宅困難者への受け渡しを視察したが、帰宅困難者役の参加者への情報伝達が少なく、帰宅困難者役参加者が手持ち無沙汰な状況にあった。

このような場合、帰宅困難者には情報を求める者、静粛を求める者等様々な要望が出ることとなると思われるが、混乱防止のためには、情報伝達には電気を使用しないホワイトボード等を使用した情報掲示板の設置、電気を使用する無線情報受信と帰宅困難者への通知、特定エリアでテレビラジオ等の公共放送視聴機会提供等が考えられる。

市営バスの臨時運行や臨時水上輸送等、市で対応可能な輸送手段についても、帰宅困難者の解消につながることを期待できるため、想定準備と情報収集体制を確認しておくことが望ましい。

**【意見】 津波避難訓練について(報告書 285 ページ)**

本訓練は、平成 24 年度から実施しており、平成 27 年度で 4 回目となる。訓練自体は、実際の避難経路の周知等意義のあるものとなっている。但し、一回の訓練での対象範囲は狭い。従って、今後も継続して実施することにより、訓練実施エリアの拡大を図っていくことが必要である。場合によっては、1年間に複数のエリアの津波避難訓練も検討の余地がある。

### **3. 自主防災組織推進事業(自主防災組織活動助成金)**

**【意見】 自主防災組織による防災資器材の購入について(報告書 289 ページ)**

平成 25 年度の包括外部監査の意見にもかかわらず、各区は自主防災組織の防災資器材の現況を十分に把握し切れていない。現在、各区では年度初めに自主防災組織の人員の編成の状況などを提出させているが、合わせて「保有防災資機材一覧表」も提出されている。但し、自主防災組織の中には当該一覧表を提出しない場合や、最新の現況に更新せず提出する場合も多い。

今後の対応として、各区は各区の自主防災組織連絡協議会の各種会議において、今以上に自主防災組織の役割と本事業の意義の周知を図った上で、現況調査を徹底する必要がある。

**【意見】 自主防災組織による防災訓練について(報告書 289 ページ)**

今回の監査において、過去数年の自主防災組織による防災訓練数を確認したが、訓練数は増えていないことから、引き続き、区としては自主防災組織に対して防災訓練の必要性を



説明していくことが望まれる。

また、1年間訓練を実施していない団体に対して、すでに防災訓練を実施している団体との共同での開催を推進することや、幸区が実施しているような年2回の総合防災訓練において、単独開催していない自主防災組織への参加を促し、訓練の内容等を習得してもらう試みについては他区も参考になるものと思われる。

## 4. その他

### 【指摘事項】<sup>り</sup>罹災証明の発行について(報告書 290 ページ)

平成25年の災害対策基本法の改正で、罹災証明書の発行に関する規定が新たに加わった。本規定の趣旨は、罹災証明書を遅滞なく交付することを市町村長の義務として位置付けるとともに、これを実効あるものとするため、住家被害の調査に従事する職員の育成や他の自治体との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めることを促進するためとなっている。

川崎市では、各区の危機管理担当及び区民センター庶務係が罹災証明書の発行事務を行っており、区長名で発行している。但し、災害対策基本法では、市町村長が交付することとなっていることから、他区自治体の状況も確認しながら、正しい発行事務の検討を行う必要がある。

### 【意見】区役所における同報系防災行政無線の放送の訓練実施について(報告書 290 ページ)

同報系防災行政無線は統制局が市役所第3庁舎に設置され、屋外受信機や戸別受信機等を通じて放送を行っているが、統制局が運用不可となった場合は多摩区役所内の代行局に切り替えて運用することができる。また、各区役所からも各管轄区内に対して放送することが可能である。

今回、2区(多摩区と高津区)で確認したところ、総務局危機管理室の職員が区職員を対象として各区役所で操作研修を毎年行っているが、区の担当としては同報系防災行政無線の実施訓練を行ったことがないとのことであった。

統制局からも各区に向けた放送が可能であり、また、統制局から職員が移動することにより直接操作することもできるが、統制局で対応できない状況や職員が容易に移動できないような事態も想定しておくことが必要である。

各区の担当者が非常時に操作できるように、訓練を実施しておくことが望ましい。

### 【意見】自主防災組織の活性化について(報告書 291 ページ)

自主防災組織では高齢化が進んでおり、組織の活性化は重要な問題である。このことは、各区に訪問し担当者とのヒアリングによっても再認識した。

この問題に関して、新規のマンション建設を契機に自主防災組織ができるように取組みも行われている。また、マンションの自主防災組織では地区防災計画的なものを策定している例もあるとのことである。自主防災組織の組織化率の向上や地区防災計画の策定の推進のため、既存のマンションに対しても自主防災組織の組成を働きかけていくことなどは検討の余地がある。

## **XI 公益財団法人川崎市消防防災指導公社**

### **1. アクアライン消防活動支援事業**

#### **【意見】 協定書に基づく受入金の財産区分(報告書 296 ページ)**

道路公団からの一括負担金は経済的実態からして会計上、寄付金や補助金等の性格を有しておらず、また、寄付等に必要の手続は実施していないことから、公益法人会計基準注解6の要件を満たしていないと考える。

当該事象は、会計処理を伴う大きな問題である。今回の監査結果としては、実質的には当該事業は道路公団からの委託であると考えられるため、寄附金を根拠とする振替処理は理論的に無理があると考えられる。よって、本来指定正味財産から負債へ戻す必要がある。

また、今後も公益法人制度改革への対応に当たって会計処理の適正化が必要だったとして現状の会計処理を維持するのであれば、現協定書での「資機材等の整備及び維持管理等に要する費用は道路公団が負担」し、一括して公社に支払うという内容を改め、改めて寄付等の手続を締結し、保守等管理事業について、事実上、道路公団つまり現在の東日本高速道路株式会社の責任から離れたことを合意するなどの手続をすることにより、形式と実質を一致させることが必要と考える。

いずれにしても、公社は公益財団法人移行時の前後で公社の事業に何ら変動はないにもかかわらず当該処理を行ったものであるのだから、当該会計処理を行った必要性と、会計処理を行った時期の適時性について、再度整理する必要がある。

#### **【意見】 消防用車両資機材の日々点検の問題点(報告書 301 ページ)**

今回の監査で棚卸リストと現物を確認したところ、酸素呼吸器 5 基(実際は 3 基)、酸素予備ボンベ 10 本(実際は3本)などいくつかの資機材で不突合が見受けられた。その原因の一つとして、棚卸リストは場所別に記載されておらず、どこに何があるかが直ちにわからない状況にあること、現物確認を記録した証跡(チェックマーク)を残していないため後で確認することが困難なことなどが挙げられる。消防活動用車両及び掲載資機材の現物管理は最重要事項であることから、日々の管理業務はもちろんのこと、決算時点での棚卸手続を正確に実施する必要がある。

### 【意見】 管理の在り方(報告書 303 ページ)

公社は、40 年間にわたり、消防活動用車両及び搭載資機材の維持管理を実施することになる。このため、消防活動用車両及び搭載資機材の更新投資を計画的効率的に実施することが求められる。この点、消防活動用車両は台数が少なく日々の点検でどの時期に更新するかはある程度見込める。しかしながら、搭載資機材については種類や数量も相当数あり、破損したらその都度補修又は取り替えているに過ぎず、計画的な更新投資計画はない。現状では消防活動用車両、搭載資機材等の管理が不十分と言わざるを得ず、資産管理と更新投資の可視化を行う必要がある。

## 2. その他の事業

### 【意見】 防火講習事業の普及(報告書 304 ページ)

各種講習会全体の開催数、受講者数ともに前年実績及び当年度の計画を下回っている。公社が防火及び防災管理講習事業を強化するのであれば、戦略のひとつとして積極的な情報収集により潜在的な受講者がどれくらいおり、どの受講者を対象にするかなど、一般財団法人日本防火・防災協会や消防局と情報連携して受講者を市場に見立てたマーケティングを実施することが必要と考える。

また、公社のホームページでは、防火対象物点検資格者講習会の本講習、再講習とも平成 27 年度の情報が更新されていないなど、ホームページ情報を速やかに改善する必要がある。

今後、防火及び防災管理講習事業を主たる自主事業として位置付けるのであれば、公社自ら積極的な情報発信とマーケティングを実施するとともに、収益性を向上させる具体的な中期計画を策定する必要がある。

## 3. 役員、職員の状況

### 【指摘事項】 組織体制の見直し(報告書 306 ページ)

公社は典型的な市の OB の受け皿法人である。市の OB は人事ローテーションで数年しかいないため、組織上のノウハウが蓄積しないという構造的な問題を抱えている。公社の事業の特殊性からして短期的にはやむを得ないとしても、法人の事業継続を考えると市職員の再雇用のみでは限界がある。川崎市の出資法人の経営改善指針(改訂版)によれば、民間経営ノウハウを持った人材の活用を求めている。今後、消防用設備等点検業務を縮小し、防火及び防災管理講習事業や防災コンサルティングなどの事業に注力する観点からは、中長期的な法人の組織人員体制の見直しを行うとともに、組織上のノウハウを維持・継続するため、プロパーの雇用や、それが難しい場合には職員の研修や人材の確保等について検討する

必要がある。

**【意見】 監事について(報告書 307 ページ)**

監事監査は会計監査と業務監査をするため、現状の税理士2名の構成を再検討する必要がある。確かに、税理士でも業務に精通する経験があれば対応は可能と考えるが、監査は年1回決算時のみとなっており、業務経験のない場合は業務監査の実施への影響が危惧されることから会計監査と業務監査の実施体制と頻度を見直す必要がある。

## 4. その他

**【指摘事項】 セキュリティ体制の不備(報告書 308 ページ)**

約2年前からパーソナルコンピューターに不具合が生じているにもかかわらず、すぐに対応できなかったのはセキュリティの体制に不備があると言わざるを得ない。現状では、情報公開の規程があるだけで、セキュリティの体制が不十分である。今後はセキュリティ対策の方針のみならず、その実施体制や実施手順を詳細に記載した規程を整備するとともに、その方針を理事会等で決定し、運用するなど組織的な対応が求められる。

この点、公社では、今後の法人情報開示の仕方やセキュリティ対策について、専門事業者と業務契約に向けて折衝中とのことである。外部事業者との協議もさることながら、対内的にも迅速な行動を起こす必要がある。

**【指摘事項】 情報公開について(報告書 308 ページ)**

公社の情報公開や開示が不十分である。現に、公社のホームページを見ると、財務情報が平成25年度までしかなかったり、当該年度(例:平成25年度は事業計画書のみ公表されている)でもすべての財務情報が揃っていなかったりしている。

これに関して、ウィルス感染の問題に端を発して情報開示が遅れているとのことであるが、情報発信の重要性と迅速性は法人の情報に対する姿勢の問題である。速やかに各種媒体を活用した積極的な情報提供をする必要がある。